

京都産業大学化学物質管理規程

制定 平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)（以下「法」という。）及びその他関係法令に基づき、京都産業大学（以下「本学」という。）における教育又は研究に必要な化学物質の管理等について必要な事項を定め、教育及び研究の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「化学物質」とは、教育又は研究に用いる元素及び化合物をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、除外することができる。
 - ア 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)等の関係法令に基づき、適切に管理されているもの
 - イ 放射性同位元素
 - ウ 第15条に定める学部等委員会で、特別な管理が認められたもの
 - エ 一般の生活の用に供するもの
- (2) 「毒物」とは、化学物質のうち、法第2条第1項に定めるものをいう。
- (3) 「劇物」とは、化学物質のうち、法第2条第2項に定めるものをいう。
- (4) 「学部等」とは、各学部、各研究科、各研究所、神山天文台及び益川塾をいう。
- (5) 「学部長等」とは、前号に定める学部等の長をいう。

(学部長等の責務)

第3条 学部長等は、当該学部等における化学物質の管理を統括するとともに、化学物質の管理に関し必要な指導及び啓発を行わなければならない。

(化学物質管理責任者)

第4条 化学物質を取り扱う学部等に、化学物質管理責任者を置く。

- 2 化学物質管理責任者は、化学物質を取り扱う者（以下「化学物質取扱者」という。）のうちから学部長等が指名する。ただし、化学物質管理責任者に毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理を行わせる場合は、毒劇物を取り扱う者（以下「毒劇物取扱者」という。）のうちから指名しなければならない。

(化学物質管理責任者の責務)

第5条 化学物質管理責任者は、化学物質による保健衛生上の危害の防止等のため必要な管理を行う。

- 2 化学物質管理責任者は、化学物質の登録・管理システムを用いて、化学物質を適切に管理、保管しなければならない。この場合において、毒劇物を保管するときは、毒劇物を堅固な構造で施錠機能を有する保管庫に、毒劇物以外の化学物質等と区別し、保管しなければならない。

(化学物質取扱・保管責任者)

第6条 化学物質管理責任者は、前条第2項の職務を分担させるため、保管庫（複数を含む。）ごとに、化学物質取扱者のうちから化学物質取扱・保管責任者を指名しなければならない。ただし、化学物質取扱・保管責任者に毒劇物の管理を行わせる場合は、毒劇物取扱者のうちから指名しなければならない。

(化学物質取扱・保管責任者の責務)

第7条 化学物質取扱・保管責任者は、当該管理に係る保管庫の鍵を管理するとともに、常に使用状況及び保管状況を把握し、盜難、誤使用等の事故防止のため、使用する見込みのない毒劇物や、容器の表示が消え内容物が不明な化学物質等を、遅滞なく廃棄しなければならない。

2 化学物質取扱・保管責任者は、化学物質の空容器等を処分するときは、保健衛生上の危害が生じるおそれがないように措置しなければならない。

3 化学物質取扱・保管責任者は、毒劇物に關し次表の表示をしなければならない。

区分	容器及び被包	貯蔵又は陳列する場所
毒物	「医薬用外」及び赤地に白色で「毒物」	同左
劇物	「医薬用外」及び白地に赤色で「劇物」	同左

(化学物質取扱者)

第8条 化学物質を取り扱うことができる者は、次の各号のいずれかに該当し、化学物質管理責任者の許可を得た者とする。

- (1) 本学職員
- (2) 本学学部生及び大学院生
- (3) 本学科目等履修生、聴講生、外国人特別生、交換留学生、外国人留学生、外国政府等派遣留学生及び委託生
- (4) 客員研究員
- (5) その他化学物質管理責任者が認めた者

(化学物質取扱者の責務)

第9条 化学物質取扱者は、この規程及び関係法令を遵守するとともに、事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、速やかに化学物質取扱・保管責任者及び化学物質管理責任者に報告しなければならない。

2 化学物質取扱者は、故意又は重大な過失により事故が発生した場合又は毒劇物等を紛失した場合は、その責任を負わなければならない。

(毒劇物取扱者)

第10条 毒劇物を取り扱うことができる者は、次の各号のいずれかに該当し、化学物質管理責任者の許可を得た者とする。

- (1) 毒劇物を、職務又は教育研究の遂行上取り扱う化学物質取扱者
- (2) 法第3条の2第1項の規定により、許可を得た特定毒物研究者

(毒劇物取扱者の責務)

第11条 毒劇物取扱者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 毒劇物取扱者以外に、毒劇物を取り扱わせないこと。
- (2) 毒劇物を、その職務又は教育研究以外の用途に供しないこと。
- (3) 毒劇物の取扱いについて、化学物質管理責任者又は化学物質取扱・保管責任者の指示に従うこと。

(化学物質の登録・管理システム)

第12条 第5条第2項に定める化学物質の登録・管理システムは、化学物質の名称、数量、取得日、使用終了日等が記録でき、かつ各化学物質の保有量が管理単位ごとに集計できる全学の一元システムでなければならない。

2 化学物質取扱者は、化学物質の購入又は使用の都度、化学物質ごとに登録・管理システムに記録しなければならない。

(化学物質の管理状況の点検及び指導)

第13条 化学物質取扱・保管責任者は、化学物質の登録、保管状況、使用状況及び廃棄処分の状況等を定期的に点検し、必要に応じて化学物質取扱者に対して指導しなければならない。

(毒劇物の管理)

第14条 毒劇物は、地震、盗難等による事故を防止するため、壁又は床に固定した施錠ができる金属製のロッカー等の堅固な専用保管庫に保管しなければならない。

2 化学物質取扱・保管責任者は、前項に定める専用保管庫の鍵を管理しなければならない。

3 毒劇物取扱者は、毒劇物を使用したときは、使用した毒劇物の名称、使用量、使用日及び使用者を記録しなければならない。

4 汎用的な目的で使用される劇物のうち、使用条件において安全性が確保されるものについては、常用劇物として指定し、使用記録を一般の化学物質と同等に管理することができる。ただし、常用劇物として指定するには、毎年学部等委員会で承認を受けなければならない。

(学部等委員会)

第15条 化学物質を取り扱う学部等は、化学物質の取扱いに関し必要な事項を審議するために学部等委員会を設置しなければならない。

2 学部等委員会に必要な事項は、当該学部長等が定めるものとする。

3 学部等が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず複数の学部等が共同して学部等委員会を設置することができるものとする。この場合、前項に規定する「当該学部長等が」とあるのは、「関係学部等の協議に基づき」と読み替えるものとする。

(事故防止)

第16条 化学物質取扱者は、化学物質の盗難、紛失及び保管設備の倒壊等の事故防止に努めなければならない。

2 化学物質取扱・保管責任者は、化学物質管理責任者の指示に従い、前項に定める事故防止に努めるほか、化学物質による保健衛生上の危害を未然に防止するため、化学物質取扱者に対し、安全な取扱方法等について教育及び訓練を実施しなければならない。

(事故等の措置)

第17条 化学物質取扱者は、保管・管理する化学物質が盗難又は紛失したときは、速やかにその旨を化学物質取扱・保管責任者に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 化学物質取扱者は、保管・管理する化学物質の飛散、流出等、保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、速やかに化学物質取扱・保管責任者及び化学物質管理責任者に報告し、その危害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

3 化学物質管理責任者は前2項の事故等の報告を受けたときは、速やかに学部長等に報告するものとする。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、教学センターにおいて行う。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て、常任理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。